

第2章 障がいのある人を取巻く環境

1 障がい者施策の変遷

我が国の障がい者福祉施策は、昭和22年に「児童福祉法」、昭和24年に「身体障害者福祉法」、昭和35年に「精神薄弱者福祉法（現在の知的障害者福祉法）」が制定され、それぞれの法の下で、対策的な施策として実施されてきました。昭和45年に、これらの施策の総合的な推進を目的として、「心身障害者対策基本法」が制定されました。

その後、「心身障害者対策基本法」は、平成5年に、障がい者の自立と、社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進することを目的として大幅に改正され、精神保健福祉法が、初めて障がい者施策の対象とされるとともに、名称も「障害者基本法」に改められました。

障害者基本法は、平成16年に一部改正され、障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいを理由とした差別や、権利利益を侵害する行為をしてはならない旨が盛り込まれました。

実際のサービス提供などについては、長い間、行政が主体となって決定する「措置制度」により、施設入所や在宅でのサービスが提供されてきましたが、平成15年度に、ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、障がいのある人と事業者が対等な関係で契約に基づきサービスを利用する「支援費制度」が導入され、サービス量の拡充が図られました。

しかしながら、支援費制度においては、措置制度と同様に精神障がい者を対象としないことや、サービス体系が障がい種別ごとの「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「児童福祉法」の各法に基づいておりサービスが利用しにくいなどの課題、さらに障がいのある人の意向と地域の社会資源などを適切に結び付けることにより、自己選択と自己決定を支援するための仕組みの必要性などが指摘されていました。

こうした制度上の課題に対応するとともに、障がい者の社会参加の一層の推進を図るため、平成17年に「障害者自立支援法」が制定され、平成18年4月に一部施行、平成18年10月に本格施行されました。

障害者自立支援法は、「障がい者が地域で暮らせる社会に」、「自立と共生の社会を実現」の2点を基本的な目標として制定されており、この基本的な考え方は、「障害者基本法」の理念をより具体的に推進する立場に立ったものであるとともに、岩見沢市の障がい者施策の基本的な計画として策定した「岩見沢市障がい者福祉計画」の基本理念である「障がいのある人が地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心してその人らしい生活を送ることができる『共生社会』の実現」と同じ方向であると言えます。

障害者基本法（昭和45年法律第84号） 抜粋

（目的）

第一条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。

（基本的理念）

第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

- 2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。
- 3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 抜粋

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 障害者自立支援法の概要

(1) 障害者自立支援法の目標とポイント

障害者自立支援法では、「障がい者が地域で暮らせる社会に」、「自立と共生の社会を実現」という2つの目標に向けて、障がい者を支える仕組みについて、次のとおり大きく5つの改正が行われました。

○ 3障がいの一元化

障がい種別ごとに、それぞれの法に基づいていたサービス提供の仕組みが一元化され、身体障がい者、知的障がい者に加えて、精神障がい者が対象として位置付けられました。また、実施主体についても、利用者にとってより身近な市町村に一元化されました。

○ 利用者本位のサービス体系に再編

障がい種別ごとに分立して提供されていた33の施設・事業体系が、6つの事業に再編され、あわせて、「地域生活支援」、「就労支援」などの事業が創設されました。

このことにより、サービス利用者は、自分の生き方をサービスに合わせるのではなく、より自分の生き方にあったサービスを選択して利用することができるようになりました。

○ 就労支援の抜本的強化

就労移行支援、就労継続支援などの、就労支援を目的とした事業が創設されました。

○ 支給決定の透明化、明確化

障がいのある人が、個々の支援の必要性に応じて公平にサービスが利用できるよう、客観的な尺度として「障害程度区分」が導入されました。また、障害程度区分認定審査会での意見聴取など、支給決定プロセスの明確化が図られました。

○ 安定的財源の確保

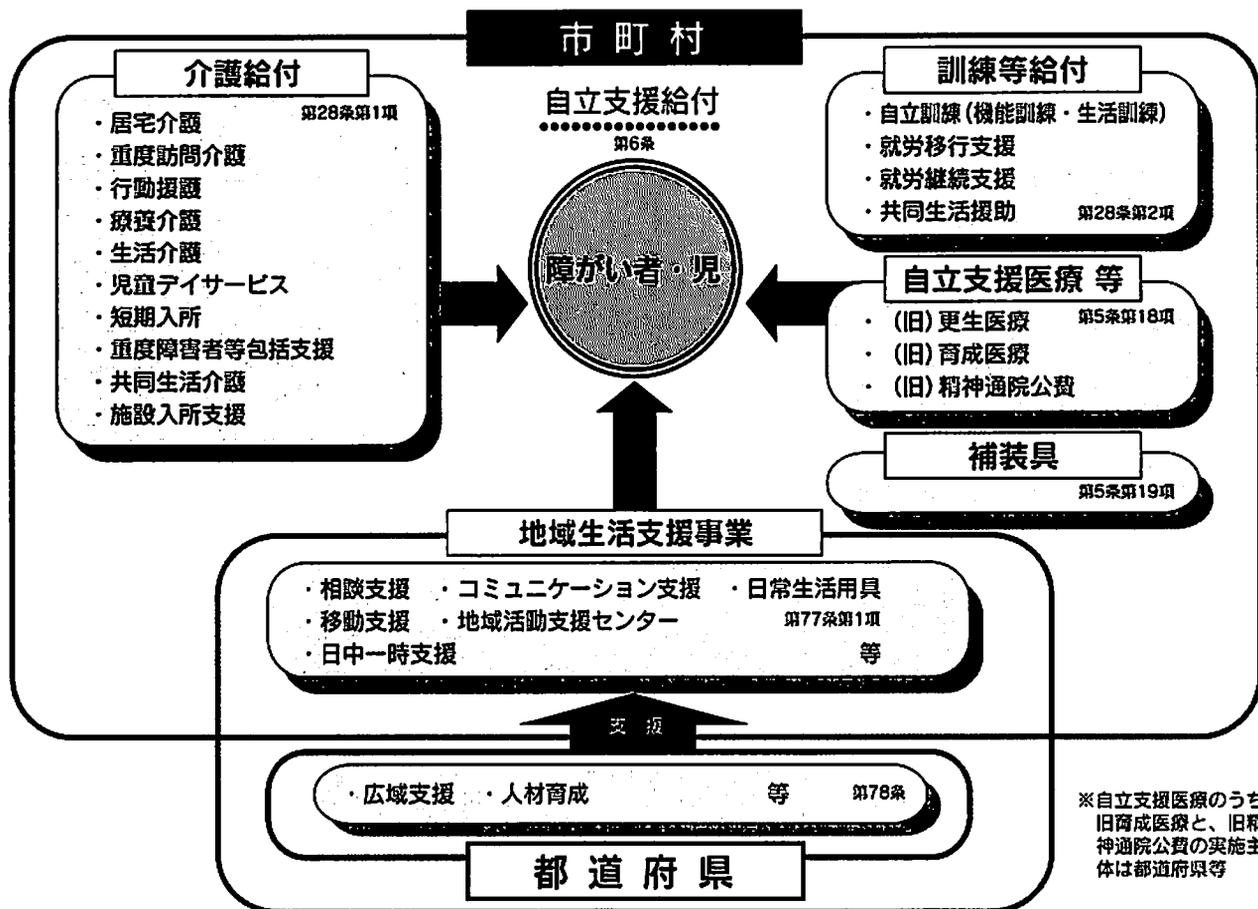
利用者負担の仕組みが見直されるとともに、国・道・市の費用負担割合が明確化されました。

※ 障害者自立支援法は、平成18年12月に「障害者自立支援法円滑施行特別対策事業」が、さらに平成19年12月に「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」が決定され、利用者負担軽減や事業者に対する激変緩和措置などが実施されています。また、施行後3年を経過する平成21年4月には、抜本的な見直しが行われます。

(2) 障害者自立支援法のサービス体系

措置制度、支援費制度を通じて、障がい種別ごとに「施設系サービス」と「在宅系サービス」という2つの考え方で提供されていたサービスは、障害者自立支援法により、こうした枠組みを超えて、障がい者が地域で暮らせる社会、自立と共生の社会を目指して、新たに利用者本位のサービス体系に再編されました。

【参考】新たなサービス体系(出典:厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部資料)



障害者自立支援法によるサービス体系の再編により、市町村は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つの事業を運営することとなりました。

「自立支援給付」は、日常生活を営むための介護などの支援を目的とした「介護給付」、自立や就労、社会参加のための訓練を目的とした「訓練等給付」、「自立支援医療」、「補装具」に分類され、さらに「介護給付」と「訓練等給付」については、利用者の生活にあわせ、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「訪問系サービス」という考え方に基づいて、複数のサービスを組み合わせて利用することができるようになりました。

また、地域の実情に応じ、障がいのある人の暮らしにより身近な市町村が主体となって実施する「地域生活支援事業」では、支援費制度時代からその必要性が指摘されていた「相談支援」

が、市町村が必ず実施しなければならない事業として初めて法定化されたことをはじめ、「コミュニケーション支援」、「日常生活用具給付」、「移動支援」、「地域活動支援センター」が、必須事業として位置付けられました。岩見沢市では、地域生活支援事業として、必須の5事業に加え、「日中一時支援」などを実施しています。

【参考】障害者自立支援法によるサービスの概要

自立支援給付	訪問系サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 (区分1以上)
			重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを行います。 (区分4以上+一定要件)
			行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 (区分3以上+一定要件)
			重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとくに高い人に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせた包括的な支援を行います。 (区分6+一定要件)
自立支援給付	日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、施設において入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動の機会などを提供します。 (区分3以上(50歳以上は区分2以上))
			療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 (区分5以上+一定要件)
			児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
			短期入所 (ショートステイ)	普段、自宅で介護している人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 (区分1以上)
		訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
			就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
			就労継続支援 (A型、B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	居住系サービス	介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 (区分4以上(50歳以上は区分3以上))
			共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 (区分2以上)
		訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
		自立支援医療(更生医療)	身体に障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいの軽減などを目的とした医療費の一部を助成します。	
		自立支援医療(精神通院医療)	精神医療の適切な普及を図ることを目的に、通院において提供される精神障がいに対する医療費の一部を助成します。	
		補装具	身体の障がいを補うために必要な、義肢・装具、車いすなどの補装具に係る費用の一部を助成します。	
地域生活支援事業		相談支援	障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。	
		コミュニケーション支援	聴覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通の支援を行います。	
		日常生活用具	障がいのある人に対し、日常生活を容易にするための用具の給付を行います。	
		移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人を対象に、介護給付などによる外出の支援が受けられない、余暇活動などの外出の支援を行います。	
		地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進など場を提供します。	
		その他の事業	地域の実情に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。	

3 障がいのある人の現況

(1) 総人口の推移

岩見沢市の住民基本台帳人口は、近年、減少傾向が続いており、5年前と比較すると、2.88%減少しています。

住民基本台帳人口の推移(各年度末現在)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人 口	94,636 人	94,068 人	93,639 人	93,570 人	92,799 人	91,915 人
対前年増減数	△683 人	△568 人	△429 人	△69 人	△771 人	△884 人
対前年増加率	△0.72%	△0.60%	△0.46%	△0.07%	△0.82%	△0.95%

平成29年度を目標年に策定された「新岩見沢市総合計画基本計画」では、平成12年と平成17年の国勢調査結果を基に、コーホートセンサス変化率法で将来人口を推計し、目標年次である平成29年の本市の総人口を83,800人と想定しています。年齢構成では、総人口の減少傾向が続く中、高齢化がさらに進んでいくことが見込まれています。

年齢階層別人口推計(新岩見沢市総合計画基本計画)

	平成12年	平成17年	平成29年(推計)
総人口	96,302人	93,677人	83,800人
年少人口(15歳未満)	13,267人 (13.8%)	11,558人 (12.3%)	8,900人 (10.6%)
生産年齢人口(15~64歳)	63,236人 (65.7%)	59,582人 (63.6%)	47,700人 (56.9%)
老年人口(65歳以上)	19,793人 (20.6%)	22,537人 (24.1%)	27,200人 (32.5%)
世帯数	36,941世帯	37,322世帯	34,500世帯

※ 平成12年の総人口には6名の年齢不詳を含む。

(2) 障害者手帳所持者数の推移

総人口が減少傾向で推移している中であって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のすべての所持者数が増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
身体障害者手帳	4,521 人	4,700 人	4,759 人	4,836 人	4,959 人	4,997 人
療育手帳	582 人	594 人	609 人	638 人	666 人	690 人
精神障害者保健福祉手帳	175 人	179 人	206 人	288 人	281 人	288 人
計	5,278 人	5,473 人	5,574 人	5,762 人	5,906 人	5,975 人

(3) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成 19 年度末現在で 4,997 人となっており、5 年前と比較して 476 人、10.53%増加しています。構成比をみると、各年度とも等級別では、1 級の人の占める割合が高く、部位別では肢体不自由の人の占める割合が最も高くなっています。

身体障害者手帳所持者数(各年度末現在)

【等級別】

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
手帳所持者数	4,521 人	4,700 人	4,759 人	4,836 人	4,959 人	4,997 人
1 級	1,215 人 (26.9%)	1,277 人 (27.2%)	1,293 人 (27.2%)	1,348 人 (27.9%)	1,381 人 (27.8%)	1,411 人 (28.2%)
2 級	852 人 (18.8%)	894 人 (19.0%)	917 人 (19.3%)	890 人 (18.4%)	901 人 (18.2%)	884 人 (17.7%)
3 級	663 人 (14.7%)	688 人 (14.6%)	699 人 (14.7%)	713 人 (14.7%)	732 人 (14.8%)	741 人 (14.8%)
4 級	880 人 (19.4%)	938 人 (20.0%)	957 人 (20.1%)	1,000 人 (20.7%)	1,062 人 (21.4%)	1,095 人 (21.9%)
5 級	383 人 (8.5%)	385 人 (8.2%)	384 人 (8.1%)	382 人 (7.9%)	391 人 (7.9%)	395 人 (7.9%)
6 級	528 人 (11.7%)	518 人 (11.0%)	509 人 (10.7%)	503 人 (10.4%)	492 人 (9.9%)	471 人 (9.4%)

【障がい部位別】

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
手帳所持者数	4,521 人	4,700 人	4,759 人	4,836 人	4,959 人	4,997 人
視覚	333 人 (7.4%)	330 人 (7.0%)	320 人 (6.7%)	328 人 (6.8%)	329 人 (6.6%)	322 人 (6.4%)
聴覚・平衡機能	556 人 (12.3%)	554 人 (11.8%)	545 人 (11.5%)	544 人 (11.2%)	553 人 (11.2%)	551 人 (11.0%)
音声・言語	40 人 (0.9%)	43 人 (0.9%)	48 人 (1.0%)	47 人 (1.0%)	45 人 (0.9%)	47 人 (0.9%)
肢体	2,720 人 (60.2%)	2,859 人 (60.8%)	2,906 人 (61.1%)	2,922 人 (60.4%)	3,024 人 (61.0%)	3,048 人 (61.0%)
乳幼児期以前の 非進行性の脳病変	39 人 (0.9%)	43 人 (0.9%)	44 人 (0.9%)	49 人 (1.0%)	50 人 (1.0%)	47 人 (0.9%)
内部	833 人 (18.4%)	871 人 (18.5%)	896 人 (18.8%)	946 人 (19.6%)	958 人 (19.3%)	982 人 (19.7%)

(4) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は平成19年度末現在で690人となっており、5年前と比較して108人、18.6%の増加となっています。

療育手帳所持者数(各年度末現在)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
手帳所持者数	582 人	594 人	609 人	638 人	666 人	690 人
A(最重度・重度)	242 人 (41.6%)	246 人 (41.4%)	257 人 (42.2%)	261 人 (40.9%)	268 人 (40.2%)	277 人 (40.1%)
B(中度・軽度)	340 人 (58.4%)	348 人 (58.6%)	352 人 (57.8%)	377 人 (59.1%)	398 人 (59.8%)	413 人 (59.9%)

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 19 年度末現在で 288 名となっており、精神障害者保健福祉手帳制度の普及が進んだことなどから、5 年前と比較して 113 人、64.5% の大幅な増加となっていますが、平成 17 年度以降の 3 年間は、横ばいで推移しています。

手帳の有無に関わらず、自立支援医療（精神通院医療）の利用者は、平成 19 年度末現在、1,486 人で、手帳所持者数を大きく上回っており、潜在的な障がい者数は、さらに多いと思われま

精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在）

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
手帳所持者数	175 人	179 人	206 人	288 人	281 人	288 人
1 級	30 人 (17.1%)	23 人 (12.8%)	26 人 (12.6%)	43 人 (14.9%)	38 人 (13.5%)	34 人 (11.8%)
2 級	124 人 (70.6%)	132 人 (73.7%)	140 人 (68.0%)	191 人 (66.3%)	172 人 (61.2%)	185 人 (64.2%)
3 級	21 人 (12.0%)	24 人 (13.4%)	40 人 (19.4%)	54 人 (18.8%)	71 人 (25.3%)	69 人 (24.0%)

(6) 障害者手帳所持者の年齢構成

手帳所持者数を年齢別で見ると、いずれの障がい種別でも平成17年度末から平成19年度末までの2年間で、18歳以上65歳未満の人が減少し、65歳以上の人が増加しています。

障がい別年齢構成別 障害者手帳所持者数

年齢階級	平成17年度末現在				平成19年度末現在			
	身体	知的	精神	合計	身体	知的	精神	合計
0～4	15人	11人	0人	26人	5人	8人	0人	13人
5～9	15人	29人	0人	44人	25人	32人	0人	57人
10～14	28人	57人	0人	85人	30人	58人	0人	88人
15～17	15人	29人	0人	44人	13人	42人	1人	56人
18歳未満計	73人 (1.5%)	126人 (19.7%)	0人 (0.0%)	199人 (3.5%)	73人 (1.5%)	140人 (20.3%)	1人 (0.3%)	214人 (3.6%)
18～19	16人	27人	0人	43人	15人	22人	0人	37人
20～24	29人	73人	3人	105人	28人	72人	3人	103人
25～29	54人	69人	9人	132人	44人	69人	7人	120人
30～34	65人	77人	31人	173人	74人	89人	28人	191人
35～39	68人	46人	34人	148人	72人	55人	36人	163人
40～44	107人	44人	30人	181人	93人	47人	44人	184人
45～49	164人	37人	42人	243人	151人	40人	33人	224人
50～54	240人	35人	46人	321人	209人	37人	36人	282人
55～59	362人	31人	35人	428人	384人	39人	40人	463人
60～64	462人	22人	31人	515人	417人	22人	22人	461人
18歳以上 65歳未満計	1,567人 (32.4%)	461人 (72.3%)	261人 (90.6%)	2,289人 (39.7%)	1,487人 (29.8%)	492人 (71.3%)	249人 (86.5%)	2,228人 (37.3%)
65～69	522人	20人	10人	552人	542人	27人	25人	594人
70～74	697人	18人	8人	723人	672人	17人	8人	697人
75～79	727人	11人	3人	741人	789人	12人	4人	805人
80～84	660人	2人	5人	667人	742人	2人	1人	745人
85～89	369人	0人	1人	370人	433人	0人	0人	433人
90～94	172人	0人	0人	172人	185人	0人	0人	185人
95～	49人	0人	0人	49人	74人	0人	0人	74人
65歳以上計	3,196人 (66.1%)	51人 (8.0%)	27人 (9.4%)	3,274人 (56.8%)	3,437人 (68.8%)	58人 (8.4%)	38人 (13.2%)	3,533人 (59.1%)
合計	4,836人	638人	288人	5,762人	4,997人	690人	288人	5,975人

(7) 障害程度区分認定状況

障害者自立支援法では、介護給付のサービスを利用する際に、それぞれの利用者が、支援の必要性に応じたサービスを受けられるよう、「障害程度区分」が導入されました。

平成 18 年度は区分 2、平成 19 年度は支援の必要性が高い区分 6 と認定された人が最も多くなっていますが、これは、従前の居宅系サービスが平成 18 年 10 月に一斉に新体系移行したのに対し、施設系サービスは平成 23 年度末までに順次新体系移行することとされたことから、平成 18 年度の認定件数には、在宅でのサービス利用者が多く含まれており、平成 19 年度の認定件数には、比較的障がい程度の重い施設入所者が多く含まれているためです。

障害程度区分別認定件数

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	累計
区分 6	19 件 (8.3%)	35 件 (25.2%)	54 件 (14.7%)
区分 5	12 件 (5.2%)	32 件 (23.0%)	44 件 (12.0%)
区分 4	27 件 (11.8%)	24 件 (17.3%)	51 件 (13.9%)
区分 3	65 件 (28.4%)	25 件 (18.0%)	90 件 (24.5%)
区分 2	83 件 (36.2%)	18 件 (12.9%)	101 件 (27.4%)
区分 1	23 件 (10.0%)	5 件 (3.6%)	28 件 (7.6%)
非該当	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)
計	229 件	139 件	368 件

4 障がいのある人の意向調査結果

(1) 入所施設利用者意向調査(北海道実施)

北海道では、「北海道障がい福祉計画（第2期）」の策定の参考とするため、平成20年4月1日現在の全道の施設入所者12,030人を対象に「入所施設利用者意向調査」を実施し、平成20年10月1日までに11,446人から回答を得ています。

どこで生活をしたいですか？

区 分	北海道		空知圏域		岩見沢市	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
ちがうところ(施設以外)	3,450人	30.1%	588人	32.1%	51人	29.3%
今いるところ(施設)	4,037人	35.3%	753人	41.1%	77人	44.3%
無回答	3,959人	34.6%	492人	26.8%	46人	26.4%
計	11,446人	100.0%	1,833人	100.0%	174人	100.0%

この調査では、北海道、空知圏域、岩見沢市ともに、施設入所者全体の約3割の方が、入所施設以外の場所で暮らしたい意向をお持ちであるとの結果がまとめられています。

(2) サービス利用者実態調査(岩見沢市実施)

岩見沢市では、平成 20 年 12 月に、一定頻度以上のサービス利用者 368 人に対して調査を実施し、221 人（回答率 60.1%）から回答を得ました。

生活の場所について

区 分	H17,10 に生活していた場所	現在の生活の場所	将来希望する生活の場所
自宅	127 人	135 人	73 人
入所施設	73 人	69 人	55 人
グループホーム・ケアホーム等	14 人	17 人	42 人
医療機関(入院中)	0 人	0 人	0 人
その他	2 人	0 人	0 人
わからない	0 人	0 人	38 人
無回答	5 人	0 人	13 人
計	221 人	221 人	221 人

生活している場所について、法施行時と現在を比較すると、施設入所している人が減少し、自宅やグループホームで暮らす人が増加しています。

これに対し、現在の生活の場所と将来希望する生活の場所を比較すると、「自宅」、「入所施設」ともに減少し、「グループホーム」を選択した人が増加しています。また、「わからない」と回答した人の割合が高くなっています。

この結果から、現状で、将来にわたって自宅で暮らすことへの不安を感じている人や、将来の見通しが立てられない状況にある人が多いことがうかがえます。

将来の生活の場所として、自宅で暮らすことを希望する理由としては、「家族と一緒に暮らしたい」、「住み慣れた家（地域）が一番」などの意見が挙げられており、また、施設入所を希望する理由としては、同居の家族が高齢となった場合や、死亡した際などに、「一人でも安心して生活できるから」などの理由が挙げられています。

地域で生活するうえで、必要と思うこと(3つまで選択)

区 分	入所	GH・CH	在宅	計
困った時に相談でき、必要な情報が入手できる仕組み	16	4	72	92
自分の事を理解し、自分の状況を把握してくれる仕組み	39	7	65	111
自宅で利用できる居宅介助等サービスの充実	16	1	34	51
家族が緊急時に一時的に利用できるサービスの充実	5	2	46	53
障がいがあっても生活しやすい住宅の普及と情報提供	18	8	43	69
地域の理解と協力、隣近所との良好な関係	32	6	25	63
収入の確保	48	11	61	120
その他	2	0	3	5
計	176	39	349	564

「地域で生活するうえで、必要と思うこと」を、現在の生活の場所ごとに集計すると、入所している人では「収入の確保」を挙げる人が最も多く、これに次いで、「自分の事を理解し、自分の状況を把握してくれる仕組み」、「地域の理解と協力、隣近所との良好な関係」を挙げる人が多くなっています。これに対し、在宅の状態にある人では、「困った時に相談でき、必要な情報が入手できる仕組み」を挙げる人が最も多く、次いで「自分の事を理解し、自分の状況を把握してくれる仕組み」、「収入の確保」を挙げる人が多くなっています。この設問は、見方を変えれば、地域で暮らすうえでの課題と捉えることができます。

一般就労の希望

区分	ある	なし	わからない	無回答	計
0～19歳	1人	2人	0人	0人	3人
20～29歳	4人	17人	13人	0人	34人
30～39歳	7人	13人	15人	3人	38人
40～49歳	6人	14人	14人	3人	37人
50～59歳	5人	18人	14人	7人	44人
60～64歳	5人	11人	0人	0人	16人
65歳以上	1人	21人	11人	2人	35人
無回答	4人	3人	4人	3人	14人
計	33人	99人	71人	18人	221人

一般就労の希望の有無では、いずれの年齢層でも、「希望なし」とした人が「希望あり」とした人より多く、その傾向は年齢が高くなるほど顕著になっています。

「希望あり」の理由として最も多かったのは、「収入を確保したい」で、希望する職種としては、「スーパー、工場などでの軽作業」、「パンなどの製造業」、「IT関係」、「自宅でできる仕事」などが挙げられています。

これに対し、「希望なし」の理由としては、障がいや高齢、疾病を理由とするものが目立ち、就労経験者からは「健常者と一緒の職場での仕事は困難」というものもありました。

この結果から、障がいのある人の一般就労を進めるためには、まず、障がいがあっても、一般就労への希望を持つことができるような地域社会を作る必要があるといえます。

障がい者の一般就労を進めるうえで必要と思うこと(3つまで選択)

区 分	回答数
事業主への啓発と理解の促進	117
在宅就労の促進	33
障がいに対応した職場環境や通勤手段の確保	123
障がいにあった仕事の提供	145
就労のための訓練の充実	64
起業への支援	19
ハローワークとの連携と積極的な活用	30
その他	5
計	536

「障がい者の一般就労を進めるうえで必要と思うこと」としては、「障がいにあった仕事の提供」を挙げた人が最も多く、次いで「障がいに対応した職場環境や通勤手段の確保」、「事業主への啓発と理解の促進」を挙げた人が多くなっています。障がいのない人が一般就労する際に比べ、これらの事項が、障がいのある人の一般就労に、より大きな制約を与えていることがうかがえます。